**事業所名を記入　消防計画**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和■■年■■月■■日作成

**Ⅰ　目的及びその適用範囲等**

**１　目的**

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、　　　事業所名を入力　　　における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の

安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

**２　消防計画の適用範囲**

この計画に定めた事項については　　事業所名を入力　　に勤務（居住）し、又は出

入りするすべての者に適用するものとする。

**Ⅱ　管理権原者及び防火管理者の業務と権限**

**１　管理権原者**

（１）管理権原者は、　事業所名を入力　　の防火管理業務について、すべての責任を

　　　持つものとする。

　（２）管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂

　　　行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなけれ

　　　ばならない。

　（３）管理権原者は、防火上の建築構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不

　　　備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

　**２　防火管理者**

防火管理者は次の業務を行う。

1. 消防計画の作成（変更）
2. 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
3. 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。

　　　ア　建物・電気設備・危険物設備・火気設備器具

　　　イ　防火設備・避難施設

　　　ウ　消防用設備

1. 消防用設備等の法定点検・整備の立会い
2. 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の策定
3. 火気の使用、取扱いの指導、監督
4. 収容人員の適正管理
5. 従業員に対する防災教育の実施
6. 放火防止対策の推進

（１０）その他防火管理上必要な業務

**Ⅲ　消防機関との連絡等**

　**１　消防機関へ報告、連絡する事項**

1. 防火管理者選任（解任）届出
2. 消防計画作成（変更）届出
3. 訓練実施の通報
4. 消防用設備等点検結果報告
5. その他法令に基づく報告並びに防火管理等について必要な事項

**２　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管**

　　管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等をこの消防

計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

　**Ⅳ　火災予防上の点検・検査**

**１　火災予防上の自主検査**

自主的に行う検査は次の項目とする。

1. 吸い殻の処理（喫煙の管理）
2. 閉店、閉館時等の火気設備器具の確認
3. 電気を使用する設備等の電源の遮断の確認
4. 倉庫等の施錠確認
5. 火気設備器具の異常の確認
6. 電気器具の配線の老化・損傷
7. その他（トイレの巡回など）

**２　消防用設備等の自主点検および**

1. 消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。
2. 防火対象物の法定点検は、

住　所　　消防用設備点検業者の住所を記入

　会社名　　消防用設備点検業者名を記入

電　話　　消防用設備点検業者の連絡先を記入　　　　　に委託して行う。

1. 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。
2. その他

建築基準法に定める定期調査を行い、建物の維持管理に努めるものとする。

　　**３　報告等**

1. 自主検査、自主点検および法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。
2. 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
3. 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定する。

**Ⅴ　厳守事項**

　**１　従業員が守るべき事項**

全従業員等は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの

防火施設が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

1. 廊下、階段、通路には物品を置かない
2. 階段等への出入口に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置いてある

場合は、直ちに除去する。

1. 物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

　　**２　火気管理等**

1. ガスコンロ、電熱器等の火気使用器具は指定された場所以外では使用しない。
2. 施設内は歩行禁煙とし、指定された場所以外では喫煙しない。
3. 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して

使用しない。

1. 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
2. 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
3. 非常口等の管理状況については、常に確認しておく。

**３　放火防止対策**

1. 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
2. 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
3. 建物内外の整理整頓を行う。
4. トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
5. 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

　**Ⅵ　自衛消防隊等について**

　　**１　隊の編成**

自衛消防隊の編成は、別紙の通りとする。

　　**２　自衛消防活動**

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

1. 通報・連絡

　　ア　火災が発生した時には、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、１１９番

　　　　通報するとともに、周囲の者に連絡する。

　　イ　事務室の勤務員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備等により出火場所

　　　　や消火・避難誘導などを指示する。

　　ウ　ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

　　エ　管理権原者、防火管理者が不在の時は、緊急連絡一覧表により連絡する。

1. 初期消火

　　ア　初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

　　イ　初期消火担当は、近くにある消火設備を用いて消火する。

1. 避難誘導

　　ア　避難誘導担当者は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

　　イ　放送設備、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

　　ウ　避難方向が分かりにくい時は、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

　　エ　避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告

　　　　する。

　　オ　その他　エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

1. 安全防護

　　ア　逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

　　イ　空調設備と常用エレベーターの運転は中止する。

1. 応急救護

　　ア　応急救護担当者は、負傷者の応急手当てを行い、救急隊と連絡を密にして、負傷

　　　　者を速やかに運ぶことができるようにする。

　　イ　応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

　　ウ　応急救護所は　屋外の場所を記入する　　とする。

1. 救出、救護

　　応急救護担当は、地震時において前（５）の任務のほか、次の活動を行う。

　　ア　倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。

　　イ　救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者が

　　　　いる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

**３　自衛消防隊の活動範囲**

1. 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。
2. 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

**Ⅶ　休日、夜間の防火管理体制について**

**１　休日、夜間の在館者がいる場合**

1. 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

1. 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員

次の初動措置を行う、

　　　　ア　火災が発生した時は、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災発

生を知らせ、さらに関係者に速やかに連絡すること。

　　　　イ　全員が協力して、消火設備を有効に活用し適切な初期消火を行う。

　　　　ウ　放送設備、携帯用拡声器等を使用して、避難方向等を指示すること。

　　　　エ　消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供

するとともに出火場所への誘導を行うこと。

1. 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間に無人となる場合は、隣接住宅地からの通報により、火災発生の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

**Ⅷ　地震対策について**

**１　日常の地震対策**

1. 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

　　ア　ショーケース、ロッカー、商品、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

　　イ　窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。

　　ウ　火気使用器具等からの出火防止措置を行う。

　　エ　危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。

1. 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施

する。

　備蓄品目

１　飲料水

２　非常用食料（缶詰、乾パン類）

３　医薬品

４　懐中電灯

５　携帯ラジオ

６　携帯用拡声器

７　救護用資器材

　　**２　地震後の安全措置**

1. 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
2. 火気使用器具の直近にいる従業員等は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い

各火元責任者はその状況を確認する。

1. 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
2. 地震動終了後、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
3. 各設備器具は、安全を確認した後に使用する。
4. 避難通路の確保を行う。
5. 被害の状況を把握する。

**３　地震時の活動**

1. 情報収集等

　　通報連絡担当者は、次のことを行う。

　　　ア　テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

　　　イ　混乱防止を図るため、必要な情報は周囲に知らせる。

1. 救出、救護

　　　ア　救出、救護活動に当たっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活

　　　　　用して実施する。

　　　イ　負傷者が発生した場合は、応急手当てを行うとともに、地震時の被害状況によ

　　　　　り緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

　　　ウ　地震時の災害規模によって、消防隊等による救出が困難であると予想される場

　　　　　合は、救出資器材を活用して救助作業を行う。

1. 避難誘導等

　　各避難担当者は、混乱防止に努め、次のことを行う。

　　　　ア　在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具など

　　　　　　の転倒落下に注意しながら、安全な場所で待機させる。

　　　　イ　在館者を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所までの順路、地域の

　　　　　　被害状況について説明する。

　　　　ウ　避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

　　　　エ　避難誘導は、先頭と最後尾に従業員を配置して行う。

　　　　オ　避難には車両等を使用せず、全員徒歩とする。

1. その他
	1. 管理権原者は、建物を使用再開又は復旧使用する時は、次の措置を講ずるものとする。

　　　　ア　工事人に対する教育の徹底

　　　　イ　立入禁止区域の指定と従業員に対する周知徹底

　　　　ウ　避難経路の明確化

* 1. 管理権原者は　復旧活動時において火災の発生、災害予防等を防止するために次の措置を講じる。

　　ア　建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の

　　　　処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。

　　イ　火気使用器具の破損状況を検査し、安全であることを確認した後、使用を

　　　　再開する。

**４　警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の対応措置**

1. 警戒宣言、津波警報等が発せられた場合における営業方針

ア　原則として営業は中止し、周囲の者が混乱しないようにする。

1. 関係者・周囲の者に対する警戒宣言が発せられた場合の情報の伝達方法

ア　全従業員に放送等及び口頭により伝達する。

イ　周囲の者には、避難担当者の配置完了後とし、放送等及び口頭により伝達

する。

1. 地震による被害の防止措置

ア　地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を

　　中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。

イ　被害防止措置の内容

　１ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置

　２ 照明器具、ロッカー、書棚、ＯＡ機器、物品などの転倒、落下防止措置

　３ その他（避難通路の確保、非常口の開放等）

**Ⅸ　防災教育について**

　**１　防災教育の内容及び実施方法**

1. 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね、次の事項について教育する。

 ア　消防計画について

 イ　その他火災発生時の対応及び地震時の対応について

**２　防災教育の実施方法**

1. 新入社員等採用時の研修期間中に実施する。
2. 毎日の朝礼時または就業時に合わせて実施する。

**３　自衛消防隊員等の育成**

1. 自衛消防組織

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織

の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

**Ⅹ　訓練について**

　**１　訓練の実施時期等**

1. 自衛消防訓練は、　部分訓練を■回／年・総合訓練を■回／年 実施する。

訓練内容　・・・　通報訓練・避難訓練・消火訓練・その他訓練

1. 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。
2. 訓練の参加者

　ア　自衛消防隊員

　イ　全従業員等（パート、アルバイト等を含む）

1. 防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその旨を消防機関へ

通報する。

　　**２　訓練時の安全対策**

　　訓練の指導者は自衛消防隊長とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を

　　　図るため、安全管理を実施する。

**Ⅺ　その他（注意事項）**

**自衛消防隊編成組織表**

**自衛消防副隊長**

（　　　　　氏名を記入　　　　　）

○隊長を補佐し、指示・命令の伝達にあたる

**通報連絡班**

（　　　　　氏名を記入　　　　　）

（　　　　　氏名を記入　　　　　）

○消防機関への通報並びに通報の確認

○建物内の利用者に災害の発生を知らせる

○関係者への連絡

**自衛消防隊長**

（　　氏名を記入　　）

**救護班**

（　　　　　氏名を記入　　　　　）

（　　　　　氏名を記入　　　　　）

○応急救護所の設置

○負傷者の応急処置

○救急隊との連携、情報の提供

**安全防護班**

（　　　　　氏名を記入　　　　　）

（　　　　　氏名を記入　　　　　）

○火災発生場所に直行し、延焼防止のため、開口部の閉鎖

○非常電源の確保、電気・ガス・危険物施設の供給運転停止

**避難誘導班**

（　　　　　氏名を記入　　　　　）

（　　　　　氏名を記入　　　　　）

○非常口の開放並びに開放の確認

○避難上支障となる物品の除去

○逃げ遅れの確認

**初期消火班**

（　　　　　氏名を記入　　　　　）

（　　　　　氏名を記入　　　　　）

○出火階に直行し、消火設備による消火作業に従事

○消防隊との連携及び補佐